**平成２６年（フ）第６号**
石川県加賀市山代温泉北部２丁目93番地１
サンヒルズ103号室、従前の住所三重県四日市市下さざらい町４番18号
債務者　髙橋　直幸
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月５日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

**平成２６年（フ）第１３３号**
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1602番地14タウンプレジオ106号
債務者　小林　　実（旧姓阿久刀川）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第２６８４号**
東京都台東区橋場２丁目22―９―12
債務者　田中　豊和
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２６８９号**
千葉県松戸市千駄堀1659
債務者　間根山　洋
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２７１１号**
東京都調布市深大寺東町８丁目９―１―102
債務者　吉永　憲司
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２７３０号**
東京都大田区南馬込５丁目８―２―206
債務者　飯田真裕美
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１３９７号**
東京都豊島区要町１丁目１―３　スカイコート池袋西弐番館304
債務者　高柳　佑亮
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１５２３号**
東京都台東区浅草５丁目43―11―302
債務者　兼田　睦美
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１７７６号**
東京都渋谷区本町６丁目18―２―402
債務者　坂本　夏希（旧姓石井・前浦）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１８８５号**
東京都北区滝野川７丁目24―１―602
債務者　根岸　達也
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１８９７号**
東京都世田谷区給田２丁目10―14―101
債務者　清遠　和彦
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２７５２号**
東京都荒川区東尾久４丁目35―３―102
債務者　仲井　恵美
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続終結

**平成２３年（フ）第３４９号**
佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈3388番地
破産者　福豊コンクリート工業株式会社
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第４９９号**
北海道根室市西浜町10丁目143番地
破産者　マル海光洋水産株式会社
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３２号**
青森県十和田市西一番町15番14号
破産者　中栄建設工業株式会社
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２２年（フ）第５１９号**
岩手県北上市芳町９番25号
破産者　株式会社丸三商店
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成１９年（フ）第４２５６号**
大阪府箕面市新稲３丁目17番４号、開始決定時の住所大阪府豊中市新千里東町２丁目５番４―1605号
破産者　松本　充生
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部